

## 社会福祉法人東頸福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東頸福社会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び21条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 理事長については、月額 15,000 円を支給する
- (2) 理事長以外の役員等の報酬は、無支給とする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、職員給与規程に定める方法で支給する。

(費用弁償)

第4条 定款第5条に規定する評議員、第15条に規定する役員及び第6条に規定する委員が、法人の用務のため、その求めに応じて会議に出席し、又は旅行した場合には、その都度、別表1により費用弁償する。

- 2 理事長が招集する評議員会・理事会及び監査の費用弁償については、当日現金で支給するものとし、その額は別表2のとおりとする。ただし、当法人の職員を兼務する役員には支給しない。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則（令和5年6月23日）

この規程は、令和5年6月23日から施行し、平成29年1月1日施行の「社会福祉法人東頸福社会評議員及び役員等の報酬及び費用弁償の支給に関する規則」は、廃止する。

附 則（令和6年6月21日）

この規程は、令和6年6月21日から施行する。

別表1

区分	鉄道賃	船賃・航空運賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1泊につき)
県内	普通旅客運賃	普通旅客運賃	バス実費	2,200円	10,000円
県外	同上	同上	同上	2,200円	15,000円

※自家用自動車の借上げ料は、1km当たり30円とする。

別表2

支給対象者	金額
理事、監事	6,500円
評議員	6,500円

※交通費実費を含む。